

国民年金

「保険料免除制度」をご利用ください

前年の所得が一定以下の場合、申請手続きによって承認されると、国民年金保険料の全額又は一部が免除されます。それぞれの免除には、所得制限があり、基準は世帯の構成人数等状況により異なります。

国民年金保険料の一部を免除する一部納付制度の適用を受けても、納付すべき一部の保険料を納付されない場合、免除の期間とはならず未納期間となります。未納期間があると障害や死亡といった不慮の事態が生じた場合に、年金を受け取ることができなくなる場合がありますので、ご注意ください。



	所得基準	月々の保険料	保険料を全額納付した場合と比較した年金額
全額免除	(扶養親族の数+1)×35万円+22万円	全額が免除	1/3
1/4納付	78万円+(扶養親族等控除額+社会保険料控除額等)	3,600円	1/2
半額納付	118万円+(扶養親族等控除額+社会保険料控除額等)	7,210円	2/3
3/4納付	158万円+(扶養親族等控除額+社会保険料控除額等)	10,810円	5/6

- ▼受付 7月1日(火)～
- ▼免除承認期間 平成20年7月～平成21年6月分
- ▼必要なもの 印かん

- ・代理申請の場合は運転免許証など
- ・離職による免除を希望の場合は離職票又は雇用保険受給資格者証

- ▼問い合わせ先 国民年金係
- ☎ 9 1 3 4

全額免除又は若年者納付猶予の承認を受けられた人

国民年金保険料の免除申請の手続きが簡素化され、翌年度以降も引き続き免除又は猶予の申請を希望される場合は、申請書の提出が不要になります。

※失業を理由とした全額免除申請及び若年者納付猶予、もしくは一部免除申請の場合は、毎年の申請が必要になりますのでご注意ください。

電話での年金相談は「ねんきんダイヤル」へ

【年金請求など】

☎ 0570-0511165

【年金を受けている人】

☎ 0570-0711165

☎ 問い合わせ先 保険課 国保年金係

☎ 9 1 3 4

シルバー人材センター『会員』を募集します！

シルバー人材センターでは、元気な高齢者の生きがい対策・雇用・就業対策として、公共団体・企業・一般家庭等から各種の仕事を受託して会員の人に仕事を配分しております。現在約180名の会員が登録し、各種仕事や陶芸・ふくべ細工に頑張っています。

仕事の内容は、掃除・草むしり・機械除草・植木の剪定・襖、障子、網戸の張替・企業勤務等各種ありますので、ご希望のある人や、興味のある人は下記までお気軽にご連絡ください。

☎ 問い合わせ先＝

☎ 上三川町シルバー人材センター

☎ (旧老人福祉センター向かい側)

☎ 8 7 6 6 FAX ☎ 8 7 2 8

金婚式該当者の調査

町では毎年、敬老会において結婚50周年のご夫婦に記念品を贈り、お祝いをしています。

今年度該当する人は、保険課高齢者支援係に届出書を提出してください。

届出書は、保険課窓口にありますので印かんを持参して来てください。

▼該当者＝平成20年中に結婚50周年になる夫婦(昭和33年1年1日～12月31日の間に婚姻の届けを出した人)

▼申請・問い合わせ先＝

☎ 保険課 高齢者支援係 ☎ 9 1 2 9

